

質問		回答日
作成 - 1	避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらが行うべきなのか。	H31.2.26
複合 - 1	一つの建物又は同敷地内に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設で避難確保計画の作成等を行わなければならないのか。	H31.2.26
複合 - 2	合同で作成できるのはどの程度の距離まで可能なのか。	H31.2.26
追記 - 1	避難確保計画は各施設が既に作成している「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記することで作成可能か。	H31.2.26
対象 - 1	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域のどちらに該当しているのか知りたい。	H31.2.26
要件 - 1	避難確保計画の作成と避難訓練の実施の義務が課される施設とは、具体的にどのような施設なのか。	H31.2.26
要件 - 2	要配慮者利用施設には該当しないのではないのか。	H31.2.26
対象 - 2	浸水ナビでは明確な浸水深の数値が示されていないが、どうしたらよいか。	H31.2.26
訓練 - 1	要配慮者利用施設の管理者は訓練を実施した旨を市に報告する必要があるのか。	H31.2.26
内容 - 1	国土交通省のホームページ上には「津波」に関する手引きが掲載されているが、今回の計画内容に「津波」に関する記載も必要なのか。	H31.3.18
追記 - 2	既存の「消防計画書」に追記する予定だが、追記した後のタイトルは「消防計画及び洪水時の避難確保計画書」でよいか。	H31.3.18
提出 - 1	どこに提出するのか。	H31.3.18
提出 - 2	郵送で提出するのか、持参するのか。	H31.3.18
複合 - 3	市内に施設が点在しているが、1施設ごとに作成するのか。	H31.3.18
追記 - 3	消防計画において、既に一部同様の内容を作成しているが、別途作成しなければならないのか。	H31.3.18
内容 - 2	計画作成するということは様式の空白を埋めるということとイコールか。	H31.3.18
内容 - 3	様式1(2)、1(3)はどのようなことを書くのか。	H31.3.18
内容 - 4	これまで講じてきたようなことを記載してよいか。 (例) 気象情報等から休校等の措置を行う	H31.3.18
内容 - 5	実際に避難した際は、どこに報告すればよいか。	R1.6.18
内容 - 6	川を横断して避難しなければならない指定避難所へ避難すること自体が危険であるため、上階避難が安全だと考えるが、いかがか。	R1.6.18
内容 - 7	1(2)計画の報告にはどのようなことを書くのか。	R1.6.18
内容 - 8	1(3)計画の適用範囲とは、どのようなことを書くのか。	R1.6.18
作成 - 2	毎年更新しなければならないのか、更新の場合はどのタイミングで行うのか。	R1.6.18
作成 - 2	計画を作成するということは、定型の避難確保計画の空白を埋めるということでのよいか。	R1.8.9
作成 - 4	津波防災地域づくり法によると、津波防災警戒区域内の社会福祉施設等については避難確保計画を作成しなければならないとされている。該当するのか。	R1.8.9